

Q&Aで学ぶ

マイナンバーの 必須知識

大和総研 金融調査部 是枝 俊悟
制度調査課 研究員



10月から始まるマイナンバーの「通知カード」送付に伴い、FPもお客さまからマイナンバーについての質問を受けることが考えられます。そこで、本特別企画では、FPとして最低限押さえておきたいマイナンバーの基本的な事項についてQ&A形式で解説します。

Q1 マイナンバーはどんな目的で導入されたの？
1人ずつ番号を割り振ることで
税や社会保障の手続きを公平に

政 府の広報資料によれば、マイナンバーは「行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤」とされている。すべての国民（および国内居住の外国人）に対して、1つずつ番号（マイナンバー）を割り振り、その番号をもって、税、社会保障制度、その他の行政手続きなどを行えば、公平な税務執行、適切な社会保障給付などに資することになる。

名等によって突合を行っているため、例えば、氏名に旧字体が含まれていたたり、住所変更があったりする場合により、うまく突合ができない場合がある。確定申告書や支払調書にマイナンバーを記載すれば、1つしかないマイナンバーにより効率的に名寄せができることになる（Q3～5参照）。

社会保障給付の 効率的な手続きが可能に

まず、税については、税務署は、納税者から提出された確定申告書の内容が適切であるか、給与や配当などの支払者から提出される支払調書などと突合することで確認を行っている。しかし、現在、これらは住所・氏名・押印し、写真を添付して、返信用封筒で返送する。写真はスマートフォンで撮影したもので可能で、オンラインによる申請も可能となる予定だ。その後、平成28年1月1日以後に市町村から交付通知書（はがき）が送られてくる。それと通知カード、運転免許証等の本人確認書類を持参して、指定された窓口に行き、本人確認を受ければ、個人番号カードが交付される。個人番号カードの交付を受ける際、通知カードは、市町村に返納する必要がある（個人番号カードと通知カードの両方を保有することはできない）。

ただし、記載されていた番号が違っている意味がないので、マイナンバーを記載した申告書等を行政機関に提出するときや、支払調書の作成者などにマイナンバーを伝えるときは、厳格な本人確認が義務付けられている（Q2参照）。

Q2 通知カードと個人番号カードの違いは何？

**通知カードだけの場合は
手続き時に身分証の提示が必要**

平 成27年10月5日以後、市町村から、各世帯の住民票上の住所宛てに、マイナンバーといわゆる基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）を記載した紙製の「通知カード」が簡易書留で送られてくる。

この通知カードは、銀行や証券会社など（Q3参照）、勤め先（Q4参照）、税務署（Q5参照）、社会保障制度の実施機関（Q6参照）などに、自分のマイナンバーを告知するときに、マイナンバーが正しいものであるかを確認するのに使う。

ただし、この通知カードだけでは、他人がなりすまして通知カードを提示している可能性を排除できない。このため、前述のようなマイナンバーの告知の際には、番号確認に加え、原則、顔写真付きの身分証（免許証、パスポート等）を提示する必要がある（身元確認）。マイナンバーを告知する際には、番号確認と身元確認の両方が必要ということである。

**個人番号カード1枚で
番号確認と身元確認が可能**

もつとも、マイナンバーの告知のたびに、通知カードと身分

Q3 金融取引にはどんな影響があるの？

**平成28年1月1日以後の取引では
マイナンバー等の告知が必要**

平 成28年1月1日以後に図表1に掲載された取引を行う場合は、原則、最初に支払

いを受けるとき等までに、マイナンバーを含む告知と本人確認を行う必要がある。

平成28年分の給与から、社員本人に配られる源泉徴収票や税務署に送付される支払調書に社員本人および扶養家族等のマイナンバーが記載される。

マイナンバーの導入後は、配偶者控除等の「所得要件」を満たしているか、同一の人に対して複数人の家族で二重に扶養控除等を受けていないかに、特に気を付ける必要がある。

配偶者控除は、配偶者の合計所得金額38万円以下（給与収入で103万円以下）の場合に限

は少ないものと思われる。

扶養家族等のマイナンバーは、社員本人が扶養家族等の通知カードを見て扶養家族等のマイナンバーと申告書に記載するマイナンバーが一致していることを確認する必要がある（扶養家族等の通知カードは人事担当者等への提示は不要である）。

配偶者控除の所得要件の確認にも活用される

平成27年12月31日までに開設した口座（既存口座）においても番号の告知は必要である。ただし、住所・氏名などに変更がない限り、経過措置により告知等の期限は、平成31年1月1日以後最初に支払いを受けるとき等まで延期されている（図表1参照）。

支払調書等にもマイナンバーが記載される

平成28年1月1日以後の支払

Q4 マイナンバーで年末調整はどう変わるの？

自身だけでなく扶養家族等のマイナンバーの確認が必要に

会 社員の場合、勤め先の会社に本人や扶養家族等のマイナンバーを伝える必要がある。一般的には、来年（平成28年）の年末における年末調整の際に会社に提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下、申告書）」にマイナンバーを記載することになるものと思われる。その際には、通知カードを人事担当者等に提示し、社員本人のマイナンバーが正しいことの確認を受ける（通常、入社時に身分証による本人確認は行われているので、改めて身分証による本人確認を行うこと

いに係る支払調書等から、調査にマイナンバーが記載される。ただし、経過措置によりマイナンバーを告知していない間は調書にマイナンバーは記載されない。

銀行口座の場合、預貯金などの取引で（公社債や投資信託の取引がなく）国外送金も行わない場合は、当面はマイナンバーの告知は必要ない（今後についてはQ7参照）。

り所得控除を受けられるものだが、実際には配偶者の所得がこれを超えているにもかかわらず、誤って配偶者控除の適用を受ける旨を申告書に記入することが考えられる。

また、複数人の親族で1人の親族を扶養している場合であっても、扶養控除を受けられるのは1人だけだが、誤って重複して申請書に記入していることが考えられる。

Q5 確定申告でマイナンバーはどう使うの？

自営業者の場合 税務署への提出書類に記載する

ここでは、本人（とその家族）だけで事業を行い、他人を雇用していない個人の自営業者について説明する。

一般的に、自営業者の仕入れ・売上に関して取引先にマイナンバーを伝えることはない。また、一般的には取引先から仕入れ・

図表1 金融取引・口座開設等における個人番号の告知と支払調書への記載（主なもの）

	個人番号の告知（原則）	既存口座等に係る経過措置	支払調書等
株式等の譲渡代金の受取り	平成28年1月1日以後最初の支払いを受けるまでに個人番号を含む告知が必要	既存口座については平成31年1月1日以後最初の支払いを受けるまでに個人番号の告知が必要	平成28年1月1日以後の支払いに関する支払調書・支払通知書から個人番号が記載される（3年の経過措置あり）※
公社債の利子、公募公社債投信の分配金など			
株式の配当、株式投信の分配金など			
特定口座		既存口座については平成31年1月1日以後最初の支払いを受けるまでに個人番号の告知が必要	平成28年分の特定口座年間取引報告書から個人番号が記載される（3年の経過措置あり）※
NISA口座			平成28年分の年間取引報告書から個人番号が記載される（3年の経過措置あり）※
ジュニアNISA口座	平成28年1月1日以後の口座開設等に個人番号を含む告知が必要	—	平成28年分の特定口座年間取引報告書から個人番号が記載される
マル優・特別マル優		(平成27年末までに提出された個人番号のない口座開設は有効で、以後、住所・氏名等の変更などにより最初に手続きを行う際に個人番号を告知する)	(非課税の扱いを受ける利子等は支払調書は提出されない)
財形年金・財形住宅			
先物取引	平成28年1月1日以後最初に差金等決済をするまでに個人番号を含む告知が必要	既存口座については平成31年1月1日以後最初の支払いを受けるまでに個人番号の告知が必要	平成28年1月1日以後の差金決済に係る支払調書から個人番号が記載される（3年の経過措置あり）※
金地金等の譲渡代金の受取り	平成28年1月1日以後最初の支払いを受けるまでに個人番号を含む告知が必要	金地金を購入した営業所等において当該金地金を譲渡する場合、購入時に氏名・住所等を告知していれば、平成30年末までの当該金地金の譲渡については個人番号の告知は不要	平成28年1月1日以後の支払いに係る支払調書から個人番号が記載される（3年の経過措置あり）※
国外送金	平成28年1月1日以後行う国外送金等の際に個人番号を含む告知が必要	既存の口座を用いて国外送金等を行う場合、平成30年末までの海外送金等は個人番号の告知は不要	平成28年1月1日以後の国外送金に係る国外送金等調書から個人番号が記載される（3年の経過措置あり）※

※経過措置の適用により、既存口座について個人番号の告知が行われていないときは、支払調書等に個人番号は記載されない。（出所）大和総研作成

これまで、税務署は支払調書等に記載された住所・氏名等を用いて配偶者控除や扶養控除が適正に適用されているかを確認していたが、住所・氏名等だけでは情報を十分に突合できず、結果的に誤った申告が見過されたこともあったものと思われる。しかし、マイナンバー導入後は、マイナンバーにより情報を突合できるため、誤った申告を確認するのが容易になる。

これまでも、税務署は支払調書等に記載された住所・氏名等を用いて配偶者控除や扶養控除が適正に適用されているかを確認していたが、住所・氏名等だけでは情報を十分に突合できず、結果的に誤った申告が見過されたこともあったものと思われる。しかし、マイナンバー導入後は、マイナンバーにより情報を突合できるため、誤った申告を確認するのが容易になる。

書類の提出時には身元確認も必要になる

自営業者は、毎年、税務署に確定申告書を提出する。また、開業・廃業の際、青色申告の申請、消費税の課税・免税の選択、消費税の簡易課税制度の選択などの際にも、税務署に申請書や届出書を提出する（図表2）。

これらの税務署に提出する書類について、平成28年分の所得、または平成28年1月1日以後に提出する書類から、マイナンバーが記載事項に加わる。なお、確定申告書類やこれらの申請書・届出書を税務署に提出する際には、現在のところ、本人確認は行われていない（税法上求められていない）。

しかし、これらの書類の記載事項にマイナンバーが含まれると、Q2で述べたような番号確認と身元確認が必要となる。これからは、税務署に届出に行く際には個人番号カード（または、

図表3 番号法に定められたマイナンバーを利用できる社会保障制度 (主なもの)

利用可能な制度	マイナンバーの記載が必要な書類
労働保険等	母子健康手帳の交付等 予防接種の実施 児童手当
医療・介護	児童扶養手当(母子世帯・父子世帯) 保育所・幼稚園等 高等学校等就学支援金(高校無償化) 日本学生支援機構による奨学金の貸与(大学等)
年金	障害者手帳の交付 障害者支援施設等 特別支援学校への就学奨励 特別児童扶養手当(障害をもつ児童) 障害児福祉手当(重度の障害をもつ児童) 特別障害者手当(重度の障害者) 自立支援給付等
困窮者	被災者台帳の作成 被災者生活再建支援金

(注) 番号法ではマイナンバーを利用できるものとされているものの、その具体的な利用方法を定める政省令等が本稿執筆時点で未制定と思われるものに*印を付した(出所) 大和総研作成

たり利用したりする際に各制度の実施機関に提出する申請書等にマイナンバーを記載することである。

もう1つは、各制度の実施機関が、保険料や利用料等の金額、制度利用の可否等を判定するた

めに、利用者の所得等の状況について他の行政機関や地方公共団体(行政機関等)に照会を求めるとき、マイナンバーを用いた情報提供ネットワークシステムを利用するものである。情報提供ネットワークシステムが実

図表2 自営業者が税務署に提出する書類のうちマイナンバーの記載が必要になるもの(主なもの)

書面の名称	提出する場合	書類の提出期限(原則)	マイナンバーの記載	
			いつから	だれの
開業・廃業 個人事業の開業・廃業等届出書	○新たに事業を開始したとき、 ○事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき ○事業を廃止したとき	当該事実があった日から1ヵ月以内	平成28年1月1日以後の申請書・届出書の提出から	本人
事業廃止届出書(消費税)	消費税の課税事業者が事業を廃止したとき	速やかに		
青色申告承認申請書	青色申告の承認を受けようとするとき	青色申告を開始する年の3月15日まで		
青色申告の取りやめ届出書	青色申告をやめようとするとき	青色申告をやめる年の翌年3月15日まで		
青色申告 青色事業専従者給与に関する届出書・変更届出書	青色事業専従者給与を必要経費に算入しようとするとき 青色専従者に支払う給与の金額の基準を変更するとき	青色事業専従者給与を必要経費に算入しようとする年の3月15日まで 遅滞なく	本人、専従者(注1)	
消費税課税事業者選択届出書	消費税の免税事業者が課税事業者になることを選択するとき	変更する年の前年末日まで		
消費税課税事業者選択不適用届出書	消費税の課税事業者が免税事業者に戻ることを選択するとき	速やかに	本人	
消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	消費税の課税事業者が売上高基準により免税事業者となる時	変更する年の前年末日まで		
確定申告 所得税の確定申告書	所得税の申告義務者である場合	各年分につき、翌年の2月16日から3月15日まで	平成28年分の確定申告書から	本人、配偶者、扶養親族、専従者 本人
消費税の確定申告書	消費税の課税事業者である場合	各年分につき、翌年の1月1日から3月31日まで		

(注1) 執筆日現在の法令では専従者のマイナンバーは記載事項に含まれていないが、執筆日現在公表されている未確定の様式案には専従者のマイナンバーが記載事項に含まれている。

(注2) (注1)を除き、執筆日現在の法令に基づいて記載している。別途定められる様式により記載事項が追加・変更される可能性もある。

(出所) 大和総研作成

9月3日、マイナンバーの利用範囲を拡大する改正法が衆議院で可決・成立した。この改正法により、銀行等の金融機関は、預貯金口座を持つ人の情報を当該預金者等のマイナンバーにより検索できる状態に管理する義務が課される。ただし、預貯金口座を持つ人には、銀行等にマイナンバーを告知する義務は課さないものとする予定である。つまり、まずは任意で預貯金口座にマイナンバーが

Q7 預貯金にもマイナンバーがつけられるの？ 預貯金口座への紐づけが義務化されるのは6年程度先か

紐づけられ、これは平成30年からの実施が予定されている。改正法では、預貯金口座へのマイナンバーへの任意の紐づけを開始してから3年を目途として、必要があれば、紐づけ促進のための措置をとることとしている。このため、預貯金口座へのマイナンバーの紐づけが義務付けられるとしても、6年程度先のことだと思われる。もっとも、マイナンバーの提示なしでは、預貯金口座の新規

際に利用できるようになるのは、国の行政機関に関しては平成29年1月、地方公共団体では平成29年7月の予定である。

現在は、社会保障制度の各種の申請の際に住民票や所得証明書などが必要な場合があるが、

情報提供ネットワークシステムが利用できるようになれば、制度の実施機関はこれらの情報をシステムを通じて得られるようになるため、申請の際の添付書類が減って制度が利用しやすくなることが期待される。

番号法では、マイナンバーを利用できる制度が列挙されている。社会保障制度においては、各制度の保険料、利用料等の徴収や、給付を行う際に、各制度の実施機関はマイナンバーを利用することができる。番号法に定められた社会保障制度の主なものは、図表3のとおりである。

また、番号法に定められていなくても、地方自治体(都道府県、市区町村)が条例で定めれば、「社会保障、地方税又は防

災に関する事務その他これらに類する事務」においてマイナンバーを利用することができる。例えば、地方自治体が実施する子どもの医療費の助成事業などにもマイナンバーが利用されることが考えられる。

制度利用の要件を満たすか判断する際にも使われる

社会保障制度においてマイナンバーが使われる場面は、主に2つである。

1つは、国民が制度に加入し

Q6 社会保障制度ではどのように使われるの？ 申請時の添付書類が減り制度が利用しやすくなる

通知カードと顔写真付きの身分証)を携帯する必要がある。なお、税理士、弁護士などの士業関係者、開業医などは、収入(所得)につき源泉徴収の対

象となる場合がある。これらの場合は、税務署だけでなく、取引先にもマイナンバーを伝える局面がある。また、支払調書にはマイナンバーが記載されることになる。

開設を受け付けないというよう
なことは、もう少し早くから始
まるかもしれない。

預金情報を照会し 生活保護の審査を行う

預貯金にもマイナンバーが紐
づけられると、「資産」を支給
要件とする社会保障制度につい
て、社会保障制度の実施機関が
銀行等に預貯金の情報を請求で

きるようになる。

例えば、生活保護制度におい
ては、本人の保有する資産が一
定額以下であることが受給の条
件のひとつになっている。

このため、生活保護の支給申
請をする人が、申請書にマイナ
ンバーを記載し、地方自治体は
マイナンバーをもとに銀行等に
預貯金の情報を照会するといっ
たことが考えられる。

Q8 流出したときの対策は講じられているの？

「二元管理」されていないため
芋づる式に流出するのではない

マ イナンバーが導入される
と所得や社会保険の加入
状況、給付の状況などの個人情
報が国に一元管理されてしまい、
マイナンバーが流出したら、芋
づる式に情報を入手して悪用さ
れることを懸念している人もい
るかもしれない。これに対し、
国は様々な対策を取っている。

まず、マイナンバーは様々な
個人情報と紐づけて行政機関が
利用することになるが、1つの
データベースにこれらの情報が
「二元管理」されるわけではない。
あくまで、各制度の実施機関は
その制度にかかる個人情報だけ
を保持し、それ以外の情報が必
要になるときは、「マイナンバ

ーを用いた情報提供ネットワー
クシステム」を利用する。

例えば、A市からB市に転居
したCさんに対して、児童手当
の給付を行う際、B市はCさん
の所得情報を持っていないので
A市に「マイナンバーを用いた
情報提供ネットワークシステム」
を用いて照会を行うことが
考えられる。

その際には、「マイナンバー」
を直接用いるのではなく、マイ
ナンバーと同様に住基コードか
ら生成された行政機関別の「見
えない符号」を用いて、行政機
関の間で情報をやりとりする。
このように「分散管理」の仕組
みを取ることで、行政機関が保
有する個人の情報が一つの番号
によって芋づる式に引き出され
ることを防いでいる。

本人確認も必要のため なりすましは困難

また、仮にマイナンバーが流
出するようなことがあったとし

ても、マイナンバーを知ってい
るだけで本人になりすまして税
金の還付金や年金などを詐取す
るのは困難である。マイナンバ
ーを用いた確定申告書や給付申
請書等を行政機関に提出する際
には、必ず本人確認が求められ
るからだ。

もともと、1枚で身分証の機
能も兼ねる「個人番号カード」
を紛失したり盗まれたりした際
には、その1枚で本人確認もで
きるため、容姿等が似ている人
に悪用されるおそれもある。こ
のため、「個人番号カード」は
クレジットカードと同じかそれ
以上に大事に保管する必要がある
だろう。

もし紛失したり盗まれたりし
た際には、紛失・盗難等の際の
対応を行うコールセンターが開
設される予定なので、そのコー
ルセンターに一刻も早く連絡し
利用停止の手続きを取るべきで
あろう。